

## 教員としての資質の向上に関する指標(栄養教諭)

キャリアステージ			0 ステージ	第1 ステージ	第2 ステージ	第3 ステージ	第4 ステージ	
			大阪市が求める着任時の姿	初任教員 期	若手教員 期	中堅教員 期	中核・ベテラン教員 期	
A	法令遵守	使命・法令	1	・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。	・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。	・教育公務員の使命と責任、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について、校内で積極的に発信することができる。	・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について学校全体として課題を発見し、進んで改善することができる。	
		一般的な常識	2		・教育公務員として必要なマナー、適切な服装、言葉遣い等、誠実な態度で職務を遂行することができる。	・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について、校内で積極的に発信することができる。	・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について模範となり、学校全体として課題を発見し、改善することができる。	
	人権尊重	人権課題	3		・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。	・鋭敏な人権感覚で学校の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。	・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、学校組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。	
		人権推進の教育	4	・人権に関する基本的な知識等を理解し、人権尊重の態度を身に付けている。	・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。		・子ども一人ひとりを尊重するとともに、思いやる心を育成する学校づくりの実現に向けて、地域や関係機関と連携した校内研修を企画・実践することができる。	
	自己研鑽	学び意欲を高める	5	・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。	・校内外での研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。	・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。	・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。	・学び合い高め合う学校づくりに向けて、国や本市の動向を反映した最新の情報を収集し、校内外での研修会で積極的に発信することができる。
		省察する姿勢	6	・他者からアドバイスを受けることの重要性やその手順等を認識している。	・他者からのアドバイスを謙虚に受け止め、改善することができる。	・指導力を高めるために、自己の教育実践を積極的に公開し、他者からのアドバイスを活用することができる。	・自己の教育実践について省み、課題を分析したキャリアプランを作成する等、積極的に自己研鑽することができる。	・校内で自己評価、他者評価の結果を客観的に分析する等、他の教職員が謙虚に課題を改善するよう働きかけ、意識を高めることができる。
B	個との関わり	態度的	7	・子どもに対して愛情を抱いている。	・カウンセリングマインドを持って子どもと関わり、信頼を得ることができる。	・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。	・子ども理解に基づいた子どもとの関わり方について、校内で積極的に発信することができる。	・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、学校全体で教員の意識を高めることができる。
		実態把握	8	・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。	・子どもの食生活等に関わる実態や生活や健康についての情報を基に、適切に食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。	・子どもの食生活等に関わる実態把握や生活や健康についての情報収集を積極的にを行い、課題を意識して、食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。	・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について実態把握や情報収集し、他の教職員と協働して食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。	・子どもの状況等について経験に基づいた適切な把握ができ、学校組織として共有することができる。 ・地域や関係機関と連携して、子どもの食生活等の課題の解決に向け、効果的な実践を広めることができる。
		個性の伸長	9	・子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、活躍できる場の設定を、他の教員とともに企画、実現することができる。 ・子どもの思いやニーズに合った進路指導及びキャリア教育の取組を企画し、中心となって運営することができる。	・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、学校全体として改善・充実することができる。
		個に志じた支援	10	・支援を要する子どもについての基礎的な知識等を理解している。 ・インクルーシブ教育の基本的な考え方を理解している。	・支援を要する子どもについてその特性を理解し、適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを把握し、合理的配慮の視点を踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、指導・支援することができる。	・支援を要する子どもの状況を的確にとらえ、個に応じて適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを的確にとらえ、合理的配慮の視点を踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、個に応じて適切な指導・支援をすることができる。	・支援を要する子どもの課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりができる。 ・「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、校内委員会等を開催し、組織的な指導・支援を計画することができる。	・外部機関との連携を図り、学校全体として支援を要する子どもの個々の実態に応じた適切な指導・支援ができる。 ・学校全体でインクルーシブ教育に取り組むことの意義について教員相互の共通理解を深めることができる。
	子ども理解	問題行動	11	・子どもの問題行動についての基本的な知識等を理解し、それに応じるための基本的なスキルを有している。	・子どもの問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応することができる。 ・情報モラルに関する基本的な知識に基づいて、指導することができる。	・子どもの状況を把握し、様々な問題行動に対してその背景や原因も意識しながら、他の教員と連携して適切に指導することができる。	・子どもの問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、迅速に解決するための学年等での取組を実践することができる。	・子どもの問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、学校全体としての生活指導力を高めることができる。
		人間関係の形成	12	・一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それをつくるための方法論について理解している。	・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが活躍できる場を設定することができる。	・子どもが互いのよさを認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。	・様々な集団でのよい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。	・よい人間関係の形成についてのより効果的な実践を、学校全体に広めることができる。
安全・安心		13	・安全で安心できる環境の大切さについて理解している。	・いじめ、暴力行為、不登校がなく、子どもが安心して学校生活を送る環境を整えることができる。	・子どもにとって安全で安心な環境を維持するとともに、さらに適切な環境へ改善することができる。	・子どもにとって安全で安心な環境の実現に向けた校内の課題に気付き、他の教職員と連携して、改善することができる。	・子どもにとって安全で安心な環境の実現に関する取組を、学校組織全体で計画的に実践することができる。	

キャリアステージ			0 ステージ		第1ステージ		第2ステージ		第3ステージ		第4ステージ		
			大阪市が求める着任時の姿		初任教員 期		若手教員 期		中堅教員 期		中核・ベテラン教員 期		
C	栄養教諭の専門性	学校給食の管理	栄養管理の	14	・栄養管理について基本的な内容を理解している。	・「学校給食実施基準」や「学校給食標準献立」の内容を理解し、献立を作成することができる。	・学校給食の調理や配食等について、情報提供することができる。	・学校給食の課題に即した情報を収集・活用し、献立を作成することができる。	・学校給食の調理や配食等について、適切に情報提供や指導・助言することができる。	・学校給食に関する専門的知識を活かして、献立を作成することができる。	・学校給食の充実に向けて、年間計画の策定、食材選定、献立開発等に関わり、工夫・改善することができる。	・学校給食に関する高度な専門的知識を活かして、献立を作成することができる。	
			衛生管理の	15	・衛生管理について基本的な内容を理解している。	・「学校給食衛生管理基準」や「大阪市の給食調理・衛生管理マニュアル」に基づき、学校給食施設・設備の改善及び衛生管理が実施できるよう助言することができる。		・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理が適切に実施できているか日常点検し、助言することができる。	・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理について、課題解決に向けて、工夫・改善することができる。	・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理について、他校からの相談に適切に助言することができる。			
			給食の指導の	16	・給食の時間における食に関する指導の基本的な内容を理解している。	・学校給食を生きた教材とし、食品の産地や栄養的な特徴等について資料提供や直接的な指導をすることができる。	・教科等で学習した内容について、学校給食を通して確認させることができる。	・食に関する指導の年間指導計画をもとに、資料提供や直接的な指導をすることができる。	・教科等で学習した内容について、学校給食を通して定着させることができる。	・他校に食に関する指導の資料等を提供することができる。	・子どもの状況を把握し、学級担任と連携し、その後の指導に活かすことができる。	・食に関する指導について他校からの相談に適切に助言することができる。	・子どもの状況をふまえ、効果的な課題解決法を積極的に発信することができる。
	食に関する指導	教科指導等の	17	・教科等における食に関する指導の基本的な内容を理解している。	・学習指導要領や「食に関する指導の手引き」に基づき、教科等における食に関する指導について、学級担任・教科担任と連携し、授業参画することができる。	・ICT等を活用した授業づくりができる。	・子どもの発達段階や習熟度を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。	・教科等における食に関する指導について、学級担任・教科担任と連携し、積極的に授業参画することができる。	・ICT等を活用した授業づくりができる。	・「主体的・対話的で深い学び」をより効果的に実現するための授業づくりについて探究することができる。	・食に関する指導について、他の教職員に適切に助言することができる。	・ICT等を活用した事例等の資料を収集し、より効果的に活用した授業づくりを広げることができる。	・効果的な指導方法を校内外の教員に模範を示して指導・助言することができる。
			個別相談的	18	・個別的な相談指導における基本的な内容を理解している。	・「食に関する指導の手引き」や「食物アレルギー対応指針」等の内容を理解し、食に関する健康課題を有する子どもやその保護者に対し、相談指導を行うことができる。	・食物アレルギー等について、必要に応じて学校医等と連携し、課題を解決することができる。	・食に関する健康課題を有する子どもやその保護者に対し、相談指導を行うことができる。	・食物アレルギー等について、教職員間で共通理解するために、資料を提供したり、校内研修の場で、専門的に助言したりすることができる。	・食物アレルギーや食に関する健康課題等について、教職員が組織的に対応するために、校内研修等を企画・運営することができる。	・個別的な相談指導の充実に関わり、助言することができる。		
			授業実践	19	・子どもの考えを引き出すことの重要性やそれを実現するための方法を理解している。	・子どもの考えを引き出す発問や工夫した授業を実践することができる。		・子どもの考えを引き出す発問や、積極的な表現活動を意識した授業を実践することができる。		・子どもの多面的・多角的な考えを引き出す発問や、適切な表現活動を工夫した授業を実践することができる。	・子どもの多面的・多角的な考えを引き出す発問や、適切な表現活動を工夫した授業を実践することができる。	・子どもの考えを引き出す発問や、表現活動を工夫した授業の模範を示し、学校全体で実践できるよう、教員の意識を高めることができる。	
	授業実践	話し合う	20	・子どもが協働的に学習することの意義やそのための適切なスキルについて理解している。	・子どもが協働的に学習する授業を行うための適切なスキルを身に付け、授業を実践することができる。		・子どもの学習状況を把握し、多様な学習形態を取り入れながらより協働的な授業を効果的に実践することができる。		・協働的な学習についての効果的な指導の工夫をするとともに、授業展開のモデルとなる授業実践等を積極的に公開することができる。	・協働的な学習についての効果的な指導の模範を示し、その工夫・改善ができるよう教員の意識を高めることができる。			
			振り返る	21	・子どもがめあてを持ち、学びを振り返る意義とそれを実行するための基本的な方法について理解している。	・子どもがめあてを明確に持ち、めあてを振り返る場面を設定した授業を実践することができる。		・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を工夫して実践することができる。		・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を研究し、より効果的な指導方法を積極的に公開することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開についての模範を示し、学校全体でより効果的な指導方法を構築できるよう、教員の意識を高めることができる。		
			協働	22	・教職員間のコミュニケーションの大切さを理解し、それを実践しようとする態度を有している。	・常に、教職員間でのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことができる。		・教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、より深い信頼関係を築くことができる。		・教職員同士が常にコミュニケーションが図れるよう中心になって取り組み、明るい職場環境をつくることができる。	・教職員同士が常に連携することができるよう中心になって取り組み、風通しのよい職場環境をつくることができる。		
	組織の運営と参画	学校運営	連携	情報共有	23	・教職員間の情報共有の大切さを理解している。	・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談することができる。		・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、学年や関係教職員と連携して取り組むために、必要な情報を共有することができる。		・子どもや保護者に関する課題等への適切な対応や相談について、教職員間で幅広く必要な情報を共有することができる。		・学校全体として課題解決に向けて、多方面からのより多くの情報等を教職員間で共有することができる。
協働意識				24	・教職員で協働して取り組むことの大切さや特にそれが求められる場面を理解している。	・様々な教育活動を、他の教職員と協働して行うことができる。		・他の教職員からの意見や提案を積極的に受け止め、校務分掌等に協働し、関わることができる。		・教職員間で積極的に協働するための課題に気付く、改善することができる。		・教職員全体の状況を意識し、管理職とともに一人ひとりの教職員の能力や特性を活かした協働的な組織づくりができる。	
地域連携				25	・保護者・地域・関係機関との連携の重要性を理解している。	・保護者・地域・関係機関との連携の意義を理解し、適切に連携することができる。	・区・栄養教育推進事業として、栄養教諭未配置校への食に関する指導ができる。	・保護者・地域・関係機関とのよりよい連携のために、効果的な資源を見つけることができる。	・区・栄養教育推進事業における教材研究や指導法について工夫・改善することができる。	・的確に課題を解決するために保護者・地域・関係機関と連携を深めることができる。	・学校力を高めるために、保護者・地域・関係機関の持つ教育力を活用する等連携を深めることができる。	・相手校園と連絡を密にし、計画的に校園間連携を実践することができる。	・区・栄養教育推進事業の中核となり、取組をさらに充実させることができる。
学校運営	連携指調の調整	学校運営	26	・学校給食の重要性を理解している。	・学校給食におけるルールを守るよう、子どもに指導することができる。	・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、助言することができる。	・学校給食におけるルールについて、学校全体の状況を把握し、教職員に適切に助言することができる。	・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、適切に指導・助言することができる。	・学校給食に関する校内体制を整備することができる。	・学校給食に関する校内体制の整備について、他校からの相談に適切に助言することができる。			
		連携指調の調整	27	・食に関する指導の重要性を理解している。	・食に関する指導の全体計画や年間指導計画、学校給食に関する基本計画の策定に、参画することができる。		・食に関する指導の全体計画や年間指導計画、学校給食に関する基本計画の策定に、専門性を活かして、中心となって関わることができる。		・教育活動全体の中で、食に関する指導を計画的、組織的に実施できるよう、中心となって働きかけることができる。	・教育活動全体の中で体系的な食に関する指導を計画的、組織的に行い、効果的な実践を広げることができる。			
		危機管理・安全	28	・学校教育活動における危機管理とは何か理解している。	・危機管理の重要性を理解し、常に意識して学校教育活動を行うことができる。	・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。	・危機管理について、常に課題発見の姿勢を持って、学校教育活動を行うことができる。	・防災・減災教育について、課題意識を持って積極的に実践することができる。	・危機管理について、保護者・地域・関係機関からの情報を元に学校教育活動を行うことができる。	・防災・減災教育について、実践を振り返り、改善することができる。	・常に危機管理の視点を持ち、組織の中心になって学校教育活動における危機管理体制の整備ができる。	・防災・減災教育について豊富な知識を持ち、組織的な実践計画を提案することができる。	
		SAIDCRA	29	・PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理に関する基本的な内容を理解している。	・「運営に関する計画」を理解して、PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理等、教育活動を実践することができる。		・「運営に関する計画」を意識して、自己評価・他者評価を行い、PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理等の教育活動を工夫・改善して実践することができる。		・「運営に関する計画」を常に意識して、栄養教諭の専門性を活かして、学校の教育課題の解決に向けた取組を、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。	・学校の教育課題の解決に向けた効果的な取組を、管理職と連携し、PDCAサイクルに基づき栄養教諭の専門性を活かして、実践することができる。			